a　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和７年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

f　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

g　令和７年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

B　次の算式によつて算定した額

算式

（h×β×1.250）＋（i×β×1.111）＋｛（j＋k）×1.111｝

（h×β×1.250）、（i×β×1.111）、（j＋k）×1.111 及び l×β に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

k　第 31 条第３項第１号の算式の符号Cの算式の符号 f に同じ。

C　次の算式によつて算定した額

算式

m×n

算式の符号

m　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［略］

m2　令和７年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和６年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和７年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当

a　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円以下の金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

b　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

c　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「200 万円を超え 700 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

d　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

e　令和６年度の市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（A）」欄の当該市町村の額

f　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「700 万円〃1,000 万円〃」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

g　令和６年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

B　次の算式によつて算定した額

算式

（h×β×1.250）＋（i×β×1.111）＋｛（j＋k）×1.111｝＋l×β

（h×β×1.250）、（i×β×1.111）、（j＋k）×1.111 及び l×β に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

k　第 31 条第３項第１号の算式の符号Cの算式の符号 f に同じ。

l　第 31 条第３項第１号の算式の符号Dに同じ。

β　指定都市にあつては 6/8、その他の市町村にあつては 1.000

C　次の算式によつて算定した額

算式

m×n

算式の符号

m　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

m1 ≦ 2,000 のとき　m1 × 0.03

2,000 ＜ m1 ≦ 7,000 のとき　（m1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ m1 のとき　（m1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［同左］

m2　令和６年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和５年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当